

## 甲府市への権限移譲に係る事務の取扱いについて

平成31年4月1日に甲府市が中核市に移行するに当たり、現在、県健康長寿推進課が所管している甲府市内の事業者を対象とした次の事務については、平成31年4月1日から甲府市が所管することになります。

### 1 甲府市に移管する事務

- (1) 介護保険法に基づく指定・許可
- (2) 介護保険施設・事業所に対する指導監督
- (3) 軽費老人ホーム事務費補助金に関する業務
- (4) 軽費老人ホームの届出、許可等に係る事務
- (5) 養護老人ホームの認可、届出等に係る事務
- (6) 特別養護老人ホームの認可、届出等に係る事務
- (7) 有料老人ホームの届出に係る事務
- (8) 老人居宅生活支援事業の届出等に係る事務

### 2 受付窓口

平成31年3月31日まで

- |             |               |            |                 |
|-------------|---------------|------------|-----------------|
| (1)、(2) の事務 | 県福祉保健部健康長寿推進課 | 介護サービス振興担当 | 電話 055-223-1455 |
| (3)～(8) の事務 | 県福祉保健部健康長寿推進課 | 介護基盤整備担当   | 電話 055-223-1451 |

平成31年4月1日から

- |             |                |                 |
|-------------|----------------|-----------------|
| (1) の事務     | 甲府市福祉保健部介護保険課  | 電話 055-237-5473 |
| (2) の事務     | 甲府市福祉保健部指導監査課  | 電話 055-223-7056 |
| (3)～(8) の事務 | 甲府市福祉保健部高齢者福祉課 | 電話 055-237-5613 |